

(別記様式第1号)

|        |       |
|--------|-------|
| 計画作成年度 | 令和6年度 |
| 計画主体   | 登米市   |

## 登米市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 産業経済部農林振興課  
所在地 登米市中田町上沼字桜場18  
電話番号 0220-34-2709  
FAX番号 0220-34-2802  
メールアドレス norinshinko@city.tome.miyagi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|      |  |
|------|--|
| 対象鳥獣 | カラス（ハシブトカラス及びハシボソカラス。以下「カラス」という。）、スズメ、カルガモ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、サギ類、カワウ、ハクビシン、タヌキ、キツネ、アライグマ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル |
| 計画期間 | 令和7年度～令和9年度  |
| 対象地域 | 登米市全域  |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

| 鳥獣の種類                                     | 被害の現状          |                         |
|---|----------------|-------------------------|
|   | 品目             | 被害数値                    |
| カラス<br>スズメ<br>カルガモ<br>キジバト<br>ドバト<br>ヒヨドリ | 水稻<br>麦類<br>豆類 | 面積 65 a<br>被害額 620千円    |
| ハクビシン<br>タヌキ                              | 野菜<br>果樹       | 面積 76 a<br>被害額 2,545千円  |
| アライグマ                                     | 野菜<br>果樹       | 面積 - a<br>被害額 -千円       |
| ニホンジカ<br>(ニホンカモシカを含む。)                    | 水稻<br>豆類       | 面積 454 a<br>被害額 4,392千円 |
| イノシシ                                      | 水稻<br>野菜       | 面積 40 a<br>被害額 491千円    |
| ニホンザル                                     | —              | 面積 - a<br>被害額 -千円       |
| ツキノワグマ                                    | —              | 面積 - a<br>被害額 -千円       |

(2) 被害の傾向

|                |  |  |
|----------------|--|--|
| <p>全体的な傾向</p>  | <p>カラス、スズメ等の鳥類や、ハクビシン、タヌキ等の小型獣類による農作物被害が増加しているが、ニホンジカ、イノシシの大型獣類による農作物被害が大幅に増加しており、年々深刻さを増している。<br/>さらにニホンザル、ツキノワグマが市街地に出没するなど、農作物被害だけではなく、人的被害も懸念される状況にある。鳥獣ごとの傾向は次のとおり。</p> |  |
| <p>鳥獣ごとの傾向</p> | <p>カラス、スズメ、カルガモ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、サギ類、カワウ</p>  | <p>市内全域に生息しており、主な被害としては、カラス、スズメ、カルガモ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ、サギ類による水稻や野菜、果樹への食害のほか、市街地においては、糞による衛生被害がある。<br/>また、養魚場や釣り堀においては、カワウによる魚類の食害がある。</p> |
|                | <p>ハクビシン、タヌキ</p>   | <p>市内全域に生息しており、特に山林に近い農地や住宅街などでの出没が多い。主な被害としては、果樹、野菜などの食害のほか、人家への住みつきによる糞尿などの衛生被害がある。</p>  |
|                | <p>アライグマ</p>   | <p>近年市北部を中心に目撃情報が寄せられている。主な被害としては、果樹、野菜などの食害のほか、空家への住みつきによる糞尿などの衛生被害が予想される。</p>  |
|                | <p>ニホンジカ（ニホンカモシカを含む）</p>   | <p>市東部の山間部、西部の丘陵地帯に生息している。主な被害としては、稲や野菜の新芽を食べるなどの食害や、水田の踏み荒らしによる農作物被害がある。</p>  |
|                | <p>イノシシ</p>  | <p>近年市北部及び東部を中心に目撃情報が寄せられている。農作物被害として水田の踏み荒らし及び畦畔の掘り起こしが報告されている。年々個体数が増加しているため、今後被害が増大するおそれがある。</p>                                    |
|                | <p>ニホンザル</p>   | <p>市東部の山間部に生息しており、年に数日ほど里山や市街地で目撃情報が寄せられている。農作物被害や人的被害は確認されていないが、今後被害が発生するおそれがある。</p>  |
|                | <p>ツキノワグマ</p>  | <p>市東部の山間部、西部の丘陵地帯を中心に、毎年目撃・痕跡情報が寄せられている。年によって出没件数に変動がある。白昼出没するものや市街地付近に出没する事例があり、農作物被害のほか、人的被害も懸念される。</p>                             |

(3) 被害の軽減目標

| 指標                                 | 現状値（令和5年度）               | 目標値（令和8年度）               | 備考                 |
|------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|
| カラス、スズメ、カルガモ、キジバト、ドバト、ヒヨドリ         | 面積 65 a<br>被害額 620 千円    | 面積 55 a<br>被害額 527 千円    | 現状値<br>に対し<br>15%減 |
| ハクビシ<br>ン、タヌキ                      | 面積 76 a<br>被害額 2,545 千円  | 面積 65 a<br>被害額 2,163 千円  |                    |
| アライグ<br>マ                          | 面積 - a<br>被害額 - 千円       | 面積 - a<br>被害額 - 千円       |                    |
| ニホンジ<br>カ<br>(ニホン<br>カモシカ<br>を含む。) | 面積 454 a<br>被害額 4,392 千円 | 面積 386 a<br>被害額 3,733 千円 |                    |
| イノシシ                               | 面積 40 a<br>被害額 491 千円    | 面積 34 a<br>被害額 417 千円    |                    |
| ニホンザ<br>ル                          | 面積 - a<br>被害額 - 千円       | 面積 - a<br>被害額 - 千円       |                    |
| ツキノワ<br>グマ                         | 面積 - a<br>被害額 - 千円       | 面積 - a<br>被害額 - 千円       |                    |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

|               | 従来講じてきた被害防止対策  | 課題   |
|---------------|--|--|
| 捕獲等に関する取組     | <p>春季・秋季における一斉予察捕獲（カラス、スズメ、カルガモ、キジバト）</p> <p>被害農業者等の申請に基づく被害農業者等による有害捕獲（ハクビシン、タヌキ）</p> <p>登米市鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲（ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、鳥類）</p> <p>狩猟者確保対策事業の実施（免許取得等への助成）</p> <p>イノシシ捕獲用の箱わなの導入</p> | <p>ニホンジカ、イノシシについては、生息域及び被害地域が拡大傾向にある。</p>                                      |
| 防護柵等の設置に関する取組 | <p>防護柵等の設置に対する設置費用補助</p>   | <p>おもに獣類の生息域及び被害地域が拡大傾向にあり、利用件数が増加傾向にある。</p>                                   |
| 生息環境管理その他の取組  | <p>出張市役所</p>   | <p>登米市出張市役所実施要綱に基づき、市民からの要望があれば、農作物の被害対策事業等について、説明会を開催するが、令和2年度以降の開催実績がない。</p> |

## (5) 今後の取組方針

### 【全般】

「登米市農作物有害鳥獣対策協議会」において、被害防止対策及び連絡調整を行い、今後、総合対策交付金事業など国及び県の支援制度を活用した捕獲活動経費への補助、わなの購入、地域での防護柵設置などへの支援を検討していくこととする。

また、狩猟免許の助成等の支援を実施し担い手の確保に努める。

### 【鳥類】

毎年実施している鳥獣被害対策実施隊による予察捕獲を継続する。

### 【ハクビシン・タヌキ・アライグマ】

家屋や農作物に被害を受けている被害者の申請に基づき、箱わなの設置による捕獲を推進する。

### 【ニホンジカ・イノシシ】

農地の踏み荒らしや農作物の食害による被害を受けており、農業者等による自主防除を講じても防除できない場合において、実施隊によるくくりわな、銃器等を使用して捕獲する。また、被害防止のため、情報収集に努める。捕獲活動については、国及び県の支援制度を活用することによる捕獲器の導入等、捕獲体制の強化に努め、防除活動については、住民主体による侵入防止柵の設置等の自主防除体制の強化を推進する。

### 【ニホンザル・ツキノワグマ】

目撃情報があるときは、注意喚起、追払い等による被害防除対策を行う。なお、被害防除対策を行ったうえ、捕獲以外に被害を防ぐことができない場合や、人的被害等が生じるおそれがあるときは、安全かつ効果的な方法により捕獲を実施する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

|   |
|---|
| <p>登米市鳥獣被害対策実施隊による対象鳥獣の捕獲を実施する。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員は、市内各町域の猟友会（各町有害駆除隊）より推薦を受け、県から参考送付された有害鳥獣捕獲に従事することが可能な者の名簿の中から登米市長が実施隊員として任命し、対象鳥獣捕獲員として捕獲活動に従事する。</p> <p>鳥類については、銃器による市内一斉予察捕獲を実施する。</p> <p>ハクビシン・タヌキ・アライグマについては、被害を受けている農業者等に箱わなを貸出して捕獲する。</p> <p>ニホンジカやイノシシについては、自主防除による被害防止が困難な場合に、被害発生の都度、状況に応じて捕獲を実施する。また、被害防止のため、情報収集に努める。宮城県が実施している指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しながら捕獲に協力する。捕獲にあたっては箱わな、くくりわな、銃器を使用する。</p> <p>ニホンザルやツキノワグマについては、注意喚起、追払い等の被害防除対策を行ったうえ、捕獲以外に被害を防ぐことができない場合や、人的被害等が生じるおそれがあるときは、安全かつ効果的な方法により捕獲を実施する。</p> |
|---|

#### (2) その他捕獲に関する取組

| 年度  | 対象鳥獣                                   | 取組内容                    |
|-----|--|-------------------------|
| 令和7 | 鳥類<br>ニホンジカ<br>イノシシ<br>ニホンザル<br>ツキノワグマ | 狩猟者確保対策事業の実施（免許取得等への助成） |
| 令和8 | 鳥類<br>ニホンジカ<br>イノシシ<br>ニホンザル<br>ツキノワグマ | 狩猟者確保対策事業の実施（免許取得等への助成） |
| 令和9 | 鳥類<br>ニホンジカ<br>イノシシ<br>ニホンザル<br>ツキノワグマ | 狩猟者確保対策事業の実施（免許取得等への助成） |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方   |
|---|
| <p>鳥類については、過去の有害捕獲頭数に基づき設定する。</p> <p>ハクビシン・タヌキについては、有害捕獲数などを考慮して設定する。</p> <p>アライグマについては、過去の目撃情報の件数に基づき設定する。</p> <p>ニホンジカ・イノシシについては、有害捕獲数及び県実施の指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数を考慮して設定する。</p> <p>ニホンザルについては、過去の目撃情報の件数に基づき設定する。</p> <p>ツキノワグマについては、過去の捕獲許可件数に基づき設定する。</p> |

| 対象鳥獣   | 捕獲計画数等 |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
|        | 令和7年度  | 令和8年度 | 令和9年度 |
| カラス    | 700羽   | 700羽  | 700羽  |
| スズメ    | 200羽   | 200羽  | 200羽  |
| カルガモ   | 150羽   | 150羽  | 150羽  |
| キジバト   | 100羽   | 100羽  | 100羽  |
| ドバト    | 10羽    | 10羽   | 10羽   |
| ヒヨドリ   | 10羽    | 10羽   | 10羽   |
| カワウ    | 10羽    | 10羽   | 10羽   |
| ハクビシン  | 30頭    | 30頭   | 30頭   |
| タヌキ    | 20頭    | 20頭   | 20頭   |
| キツネ    | 5頭     | 5頭    | 5頭    |
| アライグマ  | 5頭     | 5頭    | 5頭    |
| ニホンジカ  | 300頭   | 300頭  | 300頭  |
| イノシシ   | 100頭   | 100頭  | 100頭  |
| ニホンザル  | 1頭     | 1頭    | 1頭    |
| ツキノワグマ | 1頭     | 1頭    | 1頭    |

| 捕獲等の取組内容  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類については、銃器を使用して市内一斉に捕獲を実施する。</li> <li>・ハクビシン、タヌキについては、家屋被害や農作物被害が年間を通じて寄せられるため、1年を通して市内全域の被害箇所において、箱わなを使用した捕獲を実施する。</li> <li>・アライグマについては、被害箇所において、箱わなを使用した捕獲を実施する。</li> <li>・ニホンジカ、イノシシについては、被害の実態に即して、箱わな、くくり</li> </ul> |

わな、銃器等を用いた捕獲を実施する。  
 ・ニホンザル、ツキノワグマについては、注意喚起、追払い等の被害防除対策を行ったうえ、捕獲以外に被害を防ぐことができない場合や、人的被害等が生じるおそれがあるときは、安全かつ効果的な方法により捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容  
 防護柵設置やわな・散弾銃を用いた駆除を実施しているが、ニホンジカによる農作物被害と、今後増加が予測されるイノシシによる農作物被害に対応するため、ライフル銃による捕獲等を実施する必要がある。取組内容としては、秋から冬にかけて市内山間部で巻き狩り猟を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域  | 対象鳥獣                 |
|-------|----------------------|
| 登米市全域 | ニホンジカ、キツネ、ヒヨドリ、アライグマ |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣                     | 整備内容                       |                            |                            |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
|                          | 令和7年度                      | 令和8年度                      | 令和9年度                      |
| ニホンジカ<br>ニホンカモシカ<br>イノシシ | 電気柵や金網柵等の防護柵設置（総延長約1,000m） | 電気柵や金網柵等の防護柵設置（総延長約1,000m） | 電気柵や金網柵等の防護柵設置（総延長約1,000m） |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣                     | 取組内容  |       |       |
|--------------------------|-------|-------|-------|
|                          | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
| ニホンジカ<br>ニホンカモシカ<br>イノシシ | 防護柵管理 | 防護柵管理 | 防護柵管理 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

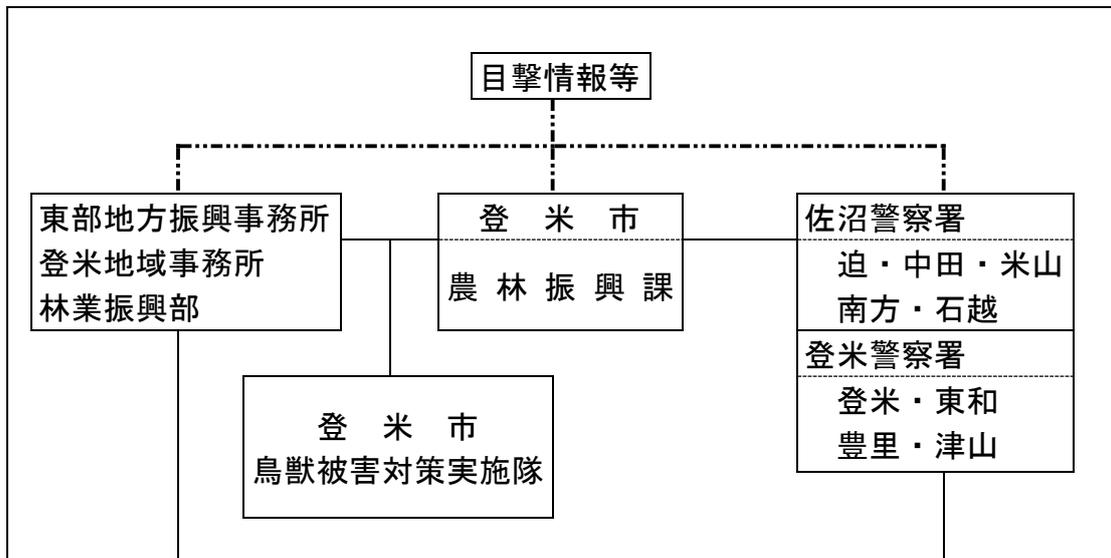
| 年度  | 対象鳥獣                          | 取組内容                      |
|-----|-------------------------------|---------------------------|
| 令和7 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>タヌキ | 出張市役所（被害防止に関する事業等についての説明） |
| 令和8 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>タヌキ | 出張市役所（被害防止に関する事業等についての説明） |
| 令和9 | ニホンジカ<br>イノシシ<br>ハクビシン<br>タヌキ | 出張市役所（被害防止に関する事業等についての説明） |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称                | 役割                  |
|-------------------------|---------------------|
| 登米市                     | 現地確認、関係機関への情報提供、広報等 |
| 宮城県東部地方振興事務所<br>登米地域事務所 | 現地確認、関係機関への情報提供、指導等 |
| 佐沼警察署及び登米警察署            | 現地確認、巡回等            |
| 登米市鳥獣被害対策実施隊            | 現地確認、捕獲の実施等         |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、焼却又は埋設等の適切な処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

|                                      |  |
|--------------------------------------|--|
| 食品                                   | 捕獲した鳥獣を食品等で利用する際は、食品衛生法等の関係法令等に基づいた適切な処理を行う。 |
| ペットフード                               |  |
| 皮革                                   |  |
| その他<br>(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) |  |

(2) 処理加工施設の実取組

必要に応じ、適切に取り組む。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実取組

必要に応じ、適切に取り組む。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称                                     |                         |
|--|-------------------------|
| 構成機関の名称                                    | 役割                      |
| 登米市  | 事務局を担当し、協議会の連絡及び調整を行う。  |
| みやぎ登米農業協同組合                                | 情報の提供及び指導、農作物の被害状況の収集   |
| 新みやぎ農業協同組合南三陸地区本部                          | 情報の提供及び指導、農作物の被害状況の収集   |
| 宮城県農業共済組合迫支所                               | 情報の提供及び指導、農作物の被害状況の収集   |
| 登米市鳥獣被害対策実施隊<br>宮城県猟友会登米支部<br>宮城県猟友会登米東部支部 | 有害鳥獣関連の情報提供、被害防止等の技術指導。 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称                                   | 役割  |
|---|---|
| 関係機関の名称                                   | 役割  |
| 宮城県東部地方振興事務所<br>及び宮城県東部地方振興事<br>務所登米地域事務所 | 捕獲許可及び被害防止対策等の協議<br>有害鳥獣捕獲の実施について、情報提供・指導<br>等の実施 |
| 佐沼警察署<br>登米警察署                            | 銃刀法に基づく捕獲活動の安全管理指導・助<br>言<br>鳥獣に関する情報提供           |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

隊長及び副隊長並びに各町域に分隊長を配置し隊員を統率する

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。